

令和 4 年 10 月

関係各位

国土交通省東北運輸局
青森運輸支局輸送・監査部門

乗客等の車内への置き去り防止等の徹底について

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。これを受けて、令和 4 年 9 月 9 日には「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が設置され、再発防止に向けた緊急対応策について検討が開始されたところです。

また、沖縄県内の一般乗合バス事業者が運行終了後、バス車内に乗客の小学生を置き去りにしたという事案が発生し、当該小学生は自力で窓ガラスを開けて車外に脱出したため、大事には至らなかったものの、状況によっては人命に関わる事態となったところです。

このような事案の続発は、旅客運送の安全性に対する国民からの信頼を大きく揺るがすものとなるため、通園通学の幼児等の送迎であるかに関わらず、乗客等の車内への置き去りを防止するため下記の措置を徹底されるようお願いいたします。

記

- 幼児等の乗車時及び降車時に人数の確認や座席の点検を実施する等、車内への幼児等の置き去りを防止するために必要な措置を徹底すること。
- 運行終了後及び帰庫後に全座席の点検を実施する等車内への乗客の置き去りを防止するために必要な措置を改めて徹底し、現在の車内確認の実施方法について再点検すること。
- 上記確認や点検については、複数の人員で実施する等の確実な実施方法に加え、乗客の置き去り防止の観点から車庫内での車両の保管方法について検討すること。